



福岡県医発第 948 号 (地)

平成 26 年 7 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

有床診療所の定期報告にかかる (一財) 福岡県建築住宅センター
からの通知について (お知らせ)

初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、有床診療所が建築基準法第 12 条第 1 項 (特殊建築物) および第 3 項 (建築設備) に基づく定期報告の対象とされたことにつきましては、平成 26 年 1 月 30 日付け福岡県医発第 2572 号 (地) および平成 26 年 4 月 11 日付け福岡県医発第 122 号 (地) にて貴職宛ご連絡申し上げているところです。

今般、福岡県建築住宅センターから対象施設に報告依頼書が発出する旨、別添のとおり福岡県建築都市部建築指導課より通知が参りました。特殊建築物の定期報告書については 3 年毎、それに付随する建築設備及び昇降機 (エレベーター、エスカレーター) の定期報告書については毎年の報告となります。(下記表参照)

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員へ周知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、定期報告制度についての説明会が開催されますので、下記の通りお知らせいたします。詳細は別紙 6 をご覧ください。

記

1 定期報告の対象となる施設 (有床診療所) ※詳細は〔別紙 4〕を参照

○地階又は 3 階以上の階に、診療所の用途に供する部分を有するもの

○階数 3 以上の建築物で、診療所の用途に供する部分の床面積の合計が 300 m² を超えるもの

【注意】

建築物の定期報告とは、建物全般に項目を点検したものの報告で、建築設備報告とは、建築物に付随する建築設備 (非常用照明、機械換気、機械排煙) について点検したものの報告となります。

報告すべき特殊建築物及び建築設備一覧表

用 途		規 模	報告時期
①	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	A>300 m ²	3 年毎
②	ホテル又は旅館	地階またはF ≥ 3、かつA>300 m ²	3 年毎
③	病院	地階またはF ≥ 3、またはA>300 m ² (階数が3以上のもの)	3 年毎
④	診療所（注4）		3 年毎
⑤	百貨店、マーケット又はその他の 物品販売業を営む店舗	地階またはF ≥ 3、かつA>1000 m ²	3 年毎
⑥	共同住宅	F ≥ 5（福岡市内のみ5階以上のい ずれかの階A>100 m ² ）	3 年毎
⑦	地下の工作物内に設ける 建築物（福岡市内のみ）	居室の床面積の合計が 1500 m ² を超 えるもの	3 年毎
⑧	飲食店等（注3）	F ≥ 3かつ3階以上の階 A>100 m ²	3 年毎
⑨	上記の建築物に付属する建築設備（⑥は除く） ●換気設備（機械換気、空調） ●排煙設備（機械排煙のみ） ●非常用の照明装置		毎 年
※昇降機（エレベーター、エスカレーター）、遊戯施設			

(注 1) $F \geq 3$ は 3 階以上の階でその用途に供する部分を有するものを、 A はその用途に供する部分の床面積の合計をそれぞれ示す。

(注 2) 上記の用途の部分を複合して含む建築物にあっては、その用途が最大のものを全体の用途とみなし、各用途の床面積の合計を床面積の合計とする。

(注 3) 飲食店等とは、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、及び飲食店の用途に供する建築物である。

(注 4) 診療所は、患者の収容施設のあるものに限りです。また、診療所は平成 26 年度からの報告となります。

2 報告書の提出について ※詳細は【別紙 5】を参照

調査資格者に調査を依頼し、その結果に関する報告書および概要書を下記提出先まで、1 部 (控えが必要な方は 2 部) 提出してください。

提出期限につきましては、福岡市管轄分の特殊建築物・建築設備は平成 26 年 10 月 17 日 (金)、福岡県管轄分の特殊建築物・建築設備は平成 26 年 9 月 19 日 (金) 締切となっております。(別紙 5 - 3 参照)

地 域	市・郡 名	提 出 先
福 岡	朝倉市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、福津市、古賀市、太宰府市、糸島市、粕屋郡、朝倉郡、那珂川町	(一財) 福岡県建築住宅センター福岡事務所 福岡足中央区天神 1-1-1 アクロス福岡東オフィス 3F TEL: 092-724-3608
筑 豊	飯塚市、嘉麻市、桂川町、直方市、宮若市、田川市、田川郡、鞍手郡	(一財) 福岡県建築住宅センター筑豊事務所 飯塚市吉原町 6-1 あいタウン 3F TEL: 0948-26-3770
筑 後	柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、広川町、大刀洗町、大木町	(一財) 福岡県建築住宅センター筑後事務所 久留米市櫛原町 59 番地 1 TEL: 0942-38-3020
北九州	行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡	(一財) 福岡県建築住宅センター北九州事務所 北九州市小倉北区古船場町 1 番 3 5 北九州市立商工貿易会館 1 階 TEL: 093-533-5441

3 定期報告制度説明会の会場別日程表 ※詳細は〔別紙 6〕を参照

会場	開催日時	場所
北九州会場 (定員 200 名)	平成 26 年 7 月 23 日 (水) 13:30~16:30	北九州市小倉北区古船場町 1 番 3 5 号 北九州市立商工貿易会館 多目的ホール
久留米会場 (定員 80 名)	平成 26 年 7 月 24 日 (木) 9:30~12:30	久留米市城南町 1 6 番地 1 久留米市民会館 第 1 会議室
福岡会場 (定員 280 名)	平成 26 年 7 月 24 日 (木) 13:30~16:30	福岡市博多区千代 1 丁目 2 0 番 3 1 号 ホテルレガロ福岡 レガロホール

■申込方法：別紙 6-2 の「申込書」に必要事項をご記入の上、平成 26 年 7 月 15 日 (火) までに送付先まで FAX 又は郵送ください。

(※受講券等は送付いたしません、定員に達した場合はご連絡いたします。)

■送付先：〒812-8577

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県建築都市部建築指導課建築指導係

FAX 092-643-3754

4 【各お問い合わせ先】

制度等について： 福岡県建築都市部建築指導課建築指導係
TEL 092-643-3721

提出手続き等について： (一財)福岡県建築住宅センター 福岡事務所
TEL 092-724-3608

説明会について： 福岡県建築指導課建築指導係
TEL 092-643-3721

北九州市建築都市局建築指導課
TEL 093-582-2531

福岡市住宅都市局監察指導課
TEL 092-711-4719

久留米市都市建設部建築指導課
TEL 0942-30-9089

大牟田市都市整備部建築指導課
TEL 0944-41-2797

26 建第 935 号

平成26年6月24日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会会長
一般社団法人福岡県精神科病院協会会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
社団法人福岡県私設病院協会会長

殿

福岡県建築都市部長
(建築指導課)

有床診療所の定期報告にかかる（一財）福岡県建築住宅センター
からの通知について（お知らせ）

本県の建築行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

平成26年3月31日付25建第3043号「有床診療所を定期報告の対象とすることについて」にてお知らせしておりましたとおり、6月下旬をめぐりに（一財）福岡県建築住宅センターから別紙のとおり貴会会員の有床診療所の所有者・管理者のうち対象となる方に報告の提出について通知いたしますのでお知らせいたします。

○問い合わせ先

福岡県建築都市部建築指導課

建築指導係 中村、松本

TEL：092-643-3721



様

様式第4号
[公印省略]

整理番号 1- - - -0

様

建第 号
平成 年 月 日

建物名称
建物所在地

福岡県建築都市部 建築指導課長

平成26年度 特殊建築物 の定期報告書の提出について（通知）

あなたの所有（又は管理）されている上記の建築物は、定期調査報告対象建築物（別添パンフレット参照）に該当し、本年度に建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期調査報告書の提出が必要です。

つきましては、調査資格者に調査を依頼し、その結果に関する報告書および概要書を平成25年09月30日までに下記提出先まで、1部（控えが必要な方は2部）提出してください。

なお、提出期限につきましては同封の「特殊建築物等の定期報告書提出締切日変更について（お願い）」をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

外装タイル等については平成20年4月建築基準法施行規則改正により、竣工・外壁改修等から10年が経過した建築物の場合、全面打診等により調査することが必要になりました。

地 域	市 ・ 郡 名	提 出 先
福 岡	朝倉市、筑紫野市、春日市、大野城市、 宗像市、福津市、古賀市、太宰府市、糸島市 粕屋郡、朝倉郡、那珂川町	(一財)福岡県建築住宅センター福岡事務所 福岡市中央区天神1-1-1 7クロス福岡東7133F TEL: 092-724-3608
筑 豊	飯塚市、嘉麻市、桂川町、直方市 宮若市、田川市、田川郡、鞍手郡	(一財)福岡県建築住宅センター筑豊事務所 飯塚市吉原町6-1あいタウン3F TEL: 0948-26-3770
筑 後	柳川市、八女市、筑後市、大川市、 小郡市、うきは市、みやま市、広川町、 大刀洗町、大木町	(一財)福岡県建築住宅センター筑後事務所 久留米市櫛原町59番地1 TEL: 0942-38-3020
北 九 州	行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、 京都郡、築上郡	(一財)福岡県建築住宅センター北九州事務所 北九州市小倉北区古船場町1番35 北九州市立商工貿易会館1階 TEL: 093-533-5441

注) 以下の場合、誠に恐縮ですが下記連絡先までご連絡ください。

①定期報告対象建築物（別添パンフレット参照）に該当しないと思われる場合

②報告免除となる場合

平成23年4月1日以降に、新築又は増築工事を行い、建築基準法の「検査済証」の交付を受けている場合、その部分については今回（平成26年度）の提出は免除になります。

③建築物の用途変更等（使用休止・解体等も含む）、所有者・管理者等の変更等がある場合

【問い合わせおよび連絡先】

制度等について: 福岡県建築都市部建築指導課建築指導係

TEL 092-643-3721

提出手続き等について: (一財)福岡県建築住宅センター 福岡事務所

TEL 092-724-3608

様

様式第4号
[公印省略]

整理番号 1- - - -1

様

建第 号
平成 年 月 日

建物名称
建物所在地

福岡県建築都市部 建築指導課長

平成26年度 建築設備 の定期報告書の提出について (通知)

あなたの所有（又は管理）されている上記の建築物の建築設備は、定期検査報告対象建築物（別添パンフレット参照）に該当し、本年度に建築基準法第12条第3項の規定に基づく定期検査報告書の提出が必要です。

つきましては、検査資格者に検査を依頼し、その結果に関する報告書および概要書を平成25年09月30日までに下記提出先まで、1部（控えが必要な方は2部）提出してください。

なお、提出期限につきましては同封の「特殊建築物等の定期報告書提出締切日変更について（お願い）」をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

地 域	市 ・ 郡 名	提 出 先
福 岡	朝倉市、筑紫野市、春日市、大野城市、 宗像市、福津市、古賀市、太宰府市、糸島市 粕屋郡、朝倉郡、那珂川町	(一財)福岡県建築住宅センター福岡事務所 福岡市中央区天神1-1-1 7クロス福岡東ビル3F TEL: 092-724-3608
筑 豊	飯塚市、嘉麻市、桂川町、直方市 宮若市、田川市、田川郡、鞍手郡	(一財)福岡県建築住宅センター筑豊事務所 飯塚市吉原町6-1あいタウン3F TEL: 0948-26-3770
筑 後	柳川市、八女市、筑後市、大川市、 小郡市、うきは市、みやま市、広川町、 大刀洗町、大木町	(一財)福岡県建築住宅センター筑後事務所 久留米市櫛原町59番地1 TEL: 0942-38-3020
北 九 州	行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、 京都郡、築上郡	(一財)福岡県建築住宅センター北九州事務所 北九州市小倉北区古船場町1番35 北九州市立商工貿易会館1階 TEL: 093-533-5441

注) 以下の場合、誠に恐縮ですが下記連絡先までご連絡ください。

①定期報告対象建築物（別添パンフレット参照）に該当しないと思われる場合

②報告免除となる場合

平成25年4月1日以降に、新築又は増築工事を行い、建築基準法の「検査済証」の交付を受けている場合、その部分については今回（平成26年度）の提出は免除になります。

③建築物の用途変更等（使用休止・解体等も含む）、所有者・管理者等の変更等がある場合

【問い合わせおよび連絡先】

制度等について： 福岡県建築都市部建築指導課建築審査係
TEL 092-643-3722

提出手続き等について： (一財)福岡県建築住宅センター 福岡事務所
TEL 092-724-3608

有床診療所を定期報告の対象に追加しました！

福岡県では、これまで、定期報告の対象施設のうち、医療施設については病院を指定していましたが、昨年10月の福岡市において発生した診療所火災を踏まえ、平成26年度より新たに有床診療所を定期報告の対象に追加しました。平成26年度から報告対象となり、建築物は3年毎、建築設備は毎年^の報告となります。

実態的に入院患者がいない施設であっても、有床診療所として届けられている場合は対象となります。

定期報告の対象となる施設

- 地階又は3階以上の階に、診療所の用途に供する部分を有するもの
- 階数3以上の建築物で、診療所の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの

※注意※

建築物の定期報告とは、建物全般に項目を点検したものの報告で、建築設備の定期報告とは、建築物に付属する建築設備（非常用照明、機械換気、機械排煙）について点検したものの報告となります。

定期報告の対象となる病院・有床診療所イメージ

① 3階以上に診療所部分があるもの

地上▼	3F 有床診療所
	2F
	1F

③ 階数が3以上の建物で、有床診療所の床面積が300㎡を超えるもの

地上▼	2F	診療所部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの
	1F 有床診療所	
	B1F	

階数が3以上とは、たとえば地下1F・地上2F建の建物も階数3以上となる

② 地階に診療所部分があるもの

地上▼	1F
	B1F 有床診療所

④ 階数が3以上の建物で、有床診療所の床面積が300㎡を超えるもの（他の用途との複合）

地上▼	6F 共同住宅		5F以上のいずれかの階が 100㎡を超えるもの
	5F 共同住宅		
	4F 共同住宅		
	3F		
	2F	有床 診療所	診療所部分の床面積の合計 が300㎡を超えるもの
	1F		

他の用途と併用されている場合は、その他の用途も合わせて一緒に報告する

【問い合わせ先】

福岡県建築都市部建築指導課

TEL (092) 643-3721

他各県土整備事務所建築指導課（裏面参照）

北九州市 建築都市局指導部建築指導課 TEL : 093-582-2531	北九州市
福岡市 住宅都市局建築指導部監察指導課 TEL : 092-711-4719	福岡市
大牟田市 都市整備部建築指導課 TEL : 0944-41-2797	大牟田市
久留米市 都市建設部建築指導課 TEL : 0942-30-9089	久留米市
福岡県 建築都市部建築指導課 TEL : 092-643-3721	上記4市以外の市町村 下記県土整備事務所一覧参照

○福岡県 県土整備事務所建築指導課 一覧

事務所名 所在地	担当部局名 電話・FAX	管轄区域
福岡県土整備事務所 建築指導課 建築審査係 〒812-0053 福岡市東区箱崎1-18-1 粕屋総合庁舎 (直) 092-641-0169 (FAX) 092-632-8677		古賀市、粕屋郡 糸島市
久留米県土整備事務所 建築指導課 建築審査係 〒839-0865 久留米市新合川1-7-27 (直) 0942-44-5225 (FAX) 0942-41-4163		小郡市、うきは市 三井郡
那珂県土整備事務所 建築指導課 建築審査係 〒816-0943 大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎 (直) 092-571-0026 (FAX) 092-513-5607		筑紫野市、春日市 大野城市、太宰府市 筑紫郡
北九州県土整備事務所 建築指導課 建築審査係 〒807-0831 北九州市八幡西区則松3-7-1 八幡総合庁舎 (直) 093-691-4585 (FAX) 093-601-8845		中間市、遠賀郡 宗像市、福津市
飯塚県土整備事務所 建築指導課 建築審査係 〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎 (直) 0948-21-4945 (FAX) 0948-26-5251		飯塚市、嘉麻市 嘉穂郡
南筑後県土整備事務所柳川支所 建築指導課 〒832-0823 柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎 (直) 0944-72-7210 (FAX) 0944-74-3890		柳川市、大川市 みやま市、三潞郡
八女県土整備事務所 建築指導課 〒834-0063 八女市大字本村字深町25 八女総合庁舎 (直) 0943-22-6993 (FAX) 0943-23-7722		八女市、筑後市 八女郡
朝倉県土整備事務所 建築指導課 〒838-0068 朝倉市大字甘木2014-1 朝倉総合庁舎 (直) 0946-22-4140 (FAX) 0946-22-4169		朝倉市、朝倉郡
京築県土整備事務所 建築指導課 〒828-0021 豊前市大字八屋2007-1 (直) 0979-82-3364 (FAX) 0979-83-3215		行橋市、豊前市 京都郡、築上郡
田川県土整備事務所 建築指導課 〒825-0002 田川市大字伊田4543-1 (直) 0947-42-9117 (FAX) 0947-42-8760		田川市、田川郡
直方県土整備事務所 建築指導課 〒822-0025 直方市日吉町9-10 直方総合庁舎 (直) 0949-22-5639 (FAX) 0949-22-5644		直方市、宮若市 鞍手郡

特殊建築物等定期報告書提出について

1. 特殊建築物の報告書（定期調査報告書）には次の書類を添付して下さい。
 - ◎ 調査結果表・・・調査資格者の方が行った調査のもの。
 - ◎ 付近見取図・・・方位、道路及び目標となる地物の明示があること。
 - ◎ 配置図・・・敷地の形状や周辺道路（巾員記入）公園、河川、空地等の隣地との関係を明記する。
建築物の配置概要（境界からのアキ寸法を記入のこと）も明記する。
 - ◎ 平面図・・・1階平面図（小規模のものは上記の配置図と兼用してもよい）
各階平面図（2階以上が基準階と同じであれば省略できる）
 - ◎ 是正の指摘がある場合・・・別途必用な添付資料
2. 建築設備（昇降機等以外）の報告書（定期検査報告書）には次の書類を添付して下さい。（図面は不要です）
 - ◎ 検査結果表・・・検査資格者の方が行った検査のもの
 - ◎ 別表1～別表4（必要に応じ添付）
 - ◎ 是正の指摘がある場合・・・別途必用な添付資料
3. 報告書及び概要書第一面の右肩に整理番号を必ず記入して下さい。同封の通知書の右肩の番号が整理番号です。
記入例として 1-23-Z-4567-0 の場合は

1	2	3	Z	4	5	6	7	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---

 と記入して下さい。
4. 建築住宅センターに提出する報告書は左端を2ヶ所綴じて下さい。ファイルは必要ありません
※定期調査（検査）報告書と定期調査（検査）報告概要書は別々にホチキスでとめてください。
5. 報告者（所有者又は管理者）の住所は棟室番号まで、また管理組合の場合には理事長名まで記入して下さい。
なお、所有者又は管理者等の変更があった時は、変更届を提出くださいますようお願いいたします。
※変更届の用紙については当センターまでご連絡いただくか、または一般財団法人 福岡県建築住宅センターのホームページからダウンロードも出来ますのでご利用下さい。
6. 調査（検査）者は所有者又は管理者に報告書の内容をよくご説明の上、提出して下さい。
7. 定期報告書の提出は1部です。控えが必要な方は2部提出して建築住宅センターで受付後、1部を返却します。
報告書は必ず一般財団法人 福岡県建築住宅センターの窓口までご持参下さい。郵送での受け付けは行っておりません。
※受付時間：午前9時から午後4時まで（月曜日～金曜日）。 土日祝日は休み
なお、12時から午後1時まででは昼休みですのでご協力下さい。
8. 締切日直前は大変混みあいます。早めの提出をお願いいたします。
9. 報告書書式の入手方法について
 - ①県内各特定行政庁のホームページからダウンロード出来ます。
 - ②下記の場所で購入できます。
 - ・一般財団法人 福岡県建築住宅センター福岡事務所
 - ・一般財団法人 福岡県建築住宅センター北九州事務所
 - ・一般財団法人 福岡県建築住宅センター筑後事務所
 - ・一般財団法人 福岡県建築住宅センター筑豊事務所

※福岡県の県土整備事務所内での販売は行っておりません。

裏面も必ずご覧下さい

大事なお知らせです

建築物等の不適切な維持保全・定期検査が一因と考えられる事故が多発したことから、建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告制度を見直すこととなり、平成20年4月1日に建築基準法の施行規則が改正になりました。

※主な改正点

1. 調査・検査項目、方法及び判定基準の明確化

※判定項目、方法、是正の必要の要否の判定基準が法令上明確にされました。

2. 調査・検査の報告内容を充実

※調査・検査の結果表が全国一律に義務づけられました。

また要是正の指摘あり等必要に応じて、写真、調査結果図、資料の添付が義務づけられました。

3. 調査・検査資格者責任の明確化

※代表者の他、調査・検査の項目ごとに調査・検査を行った者の明記が義務づけられました。

なお、様式については当センターホームページからダウンロード（書込み入力可）できます。

ホームページアドレス <http://www.fkjc.or.jp>

一般財団法人 福岡県建築住宅センターホームページ(トップページ) ⇒ 「法律に基づく手続き」:定期報告制度⇒報告書ダウンロード
⇒福岡県庁(久留米市・大牟田市)、福岡市役所、北九州市役所のホームページにそれぞれリンクしています。

裏面も必ずご覧下さい

平成26年度 「特殊建築物等の定期報告書提出締切日変更について(お願い)」

『特殊建築物等定期報告書』の提出期限は、

- 福岡県管轄分・・・9月末日
- 福岡市管轄分・・・10月末日

となっておりますが、昨年同様提出締切日を下記のとおり分散することにより、窓口混雑を解消し、迅速な受付対応をしたいと考えております。何卒、皆様のご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

福岡県	・特殊建築物(劇場・診療所) ・建築設備	<u>9月19日(金)締切</u>
	・共同住宅(全て)	<u>9月30日(火)締切</u>
福岡市	・特殊建築物(劇場・地下街・診療所) ・建築設備	<u>10月17日(金)締切</u>
	・共同住宅(全て)	<u>10月31日(金)締切</u>

- 受付は、7月1日(火) 開始予定です。
- 締切日前は、大変混雑しますので、早めのご提出をお願いします。

受付時間:午前 9:00～11:30 / 午後 13:00～16:00
(※締切日前後は、受付時間が、変更となる場合があります。)

一般財団法人 福岡県建築住宅センター

定期報告制度説明会

所有者・管理者向け

建物もあなたと同じ健康診断

新築で建てた建築物も時間の経過とともに劣化し傷んでいきます。建築物を適切な状態で維持管理することは、建物を安全にまた長く使用するために大変重要です。

建築基準法では建物の所有者、管理者などに常時適法な状態に維持するよう求めており（同法第8条第1項）また、定期に一定の資格者に調査・検査をさせその結果を特定行政庁に報告（定期報告）するよう求めています。（同法第12条第1項及び第3項）

このたび、この定期報告の制度について、下記の県内5特定行政庁共同で、説明会を開催することといたしましたので、ご参加いただきますようご案内いたします。（参加費：無料）

説明会前半では、建物の所有者や管理者の方向けに、点検・報告の流れや主な点検項目、調査・事故の事例などを中心に定期報告制度の概要について説明いたします。今年度より新たに対象施設となった有床診療所をはじめ、今回初めて定期報告の対象となった建物の所有者や管理者の方は是非ともご参加ください。

説明会後半は、建物を実際に調査・検査をする方向けに、定期報告書の記入要領や質問の多い点検項目など調査・検査のポイントを説明いたします。所有者や管理者におかれましても、点検を依頼した方がどのような点検を行っているかなど参考になりますので、お時間の許す限りご参加ください。

■説明会内容

13:30（9:30）開会

13:35（9:35）定期報告制度の概要 ※所有者・管理者向け
（講師：（一財）日本建築防災協会）

<14:50（10:50）休憩>

15:00（11:00）提出書類の記入要領 ※調査者・検査者向け
（講師：（一財）福岡県建築住宅センター）

15:30（11:30）調査・検査のポイントについて ※調査者・検査者向け

16:30（12:30）閉会

※会場は13:00（9:00）開場、途中休憩時14:50（10:50）からの入退場可

会 場	開 催 日 時	場 所
北九州 会場 (定員200名)	平成26年7月23日(水) 13:30~16:30	北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館 多目的ホール
久留米 会場 (定員80名)	平成26年7月24日(木) 9:30~12:30	久留米市城南町16番地1 久留米市民会館 第1会議室
福 岡 会場 (定員280名)	平成26年7月24日(木) 13:30~16:30	福岡市博多区千代1丁目20番31号 ホテルレガロ福岡 レガロホール

■申込方法

裏面の「申込書」に必要事項をご記入の上、送付先までFaxいただくか、ご郵送下さい。
※受講券等は送付いたしません、定員に達した場合はご連絡いたします。

■申込締切 平成26年7月15日(火)

※ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切らせていただきます。

■5特定行政庁お問い合わせ先（全て直通）

福岡県建築指導課建築指導係TEL 092-643-3721・北九州市建築都市局建築指導課TEL 093-582-2531
福岡市住宅都市局監察指導課TEL 092-711-4719・久留米市都市建設部建築指導課TEL 0942-30-9089
大牟田市都市整備部建築指導課TEL 0944-41-2797

送付先：〒812-8577福岡市博多区東公園 7 番 7 号
(事務局)

福岡県建築都市部建築指導課建築指導係 Fax 092-643-3754

平成26年度特殊建築物等定期報告制度説明会申込書

※可能な範囲でご記入ください

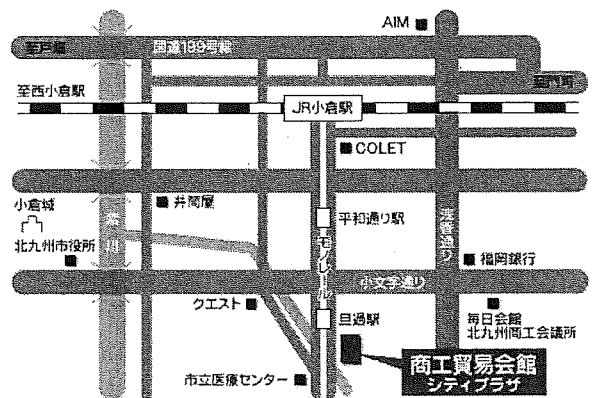
参加希望会場※必須	福岡会場・北九州会場・久留米会場 ※ いずれかに○を付けてください		
氏名※必須	・所有者・管理者(参加人数 名) ※いずれかに○を付けてください		
住所	〒 ー		
電話番号	()	建築物名称	
建物所在地市町村名			
質問欄			

切り取り線

会場案内

北九州会場：北九州市立商工貿易会館

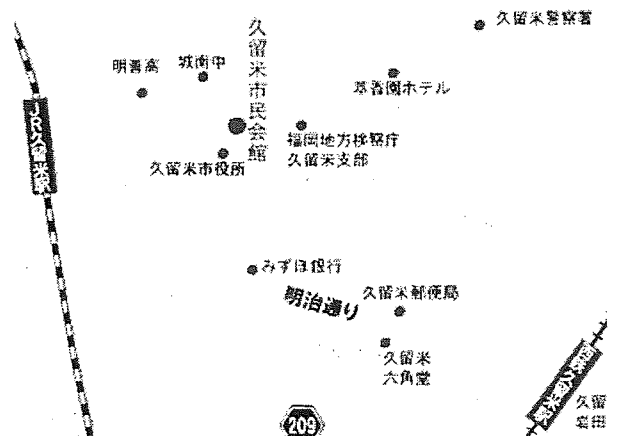
- JR 小倉駅下車 徒歩約10分
- モノレール 旦過駅下車
- バス 市立医療センター前、紺屋町等
最寄のバス停下車
- 駐車場 市営天神島駐車場(会館東側)
30分150円(最大千円)



久留米会場：久留米市民会館 第1会議室

- JR 久留米駅下車 徒歩約10分
- バス 西鉄久留米駅からJR久留米、高専、
大学病院行きバスで市役所前バス停下車、
もしくは市民会館バス停下車

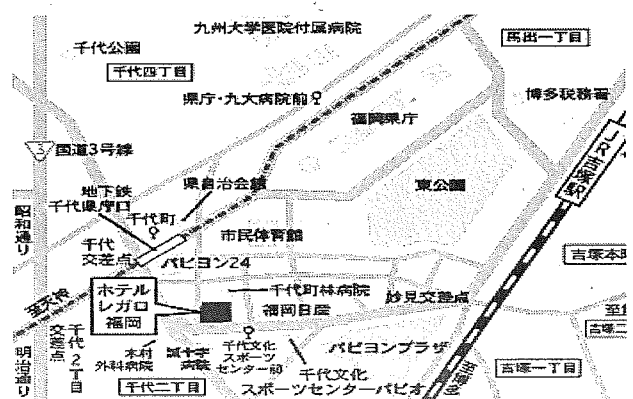
※会場の駐車場には、台数に限りがございますので、
出来る限り公共交通機関をご利用下さい。



福岡会場：ホテルレガロ福岡

- JR 吉塚駅下車 徒歩約11分
- 地下鉄 千代田駅下車4番出口より 徒歩約4分
- バス 千代田バス停下車 徒歩約4分

※会場の駐車場には、台数に限りがございます
ので、出来る限り公共交通機関をご利用下さい。



【報告書提出先案内図】

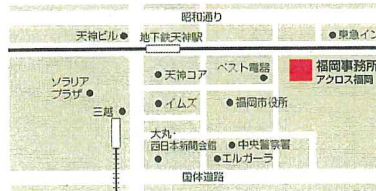
福岡地域

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 福岡事務所

福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡(東オフィス3階)

TEL 092-724-3608

福岡市、糸島市
朝倉市、筑紫野市
春日市、大野城市
宗像市、太宰府市
古賀市、福津市
糟屋郡、朝倉郡
那珂川町



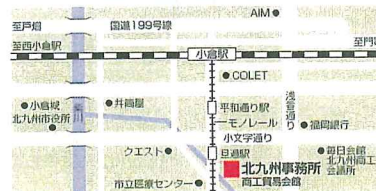
北九州地域

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 北九州事務所

北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館1階

TEL 093-533-5441

北九州市、行橋市
豊前市、中間市
遠賀郡、京都市
築上郡



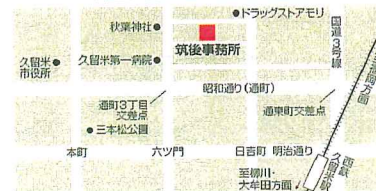
筑後地域

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 筑後事務所

久留米市櫛原町59-1

TEL 0942-38-3020

久留米市、大牟田市
柳川市、八女市
筑後市、大川市
小郡市、うきは市
みやま市、大刀洗町
広川町、大木町



筑豊地域

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 筑豊事務所

飯塚市吉原町6-1 あいタウン(3階)

TEL 0948-26-3770

飯塚市、嘉麻市
桂川町、直方市
宮若市、田川市
田川郡、鞍手郡



定期報告制度

建築物の維持保全

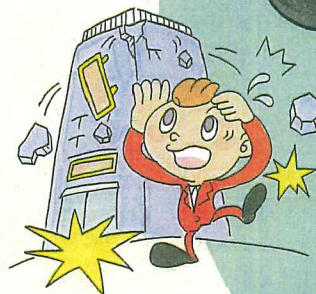
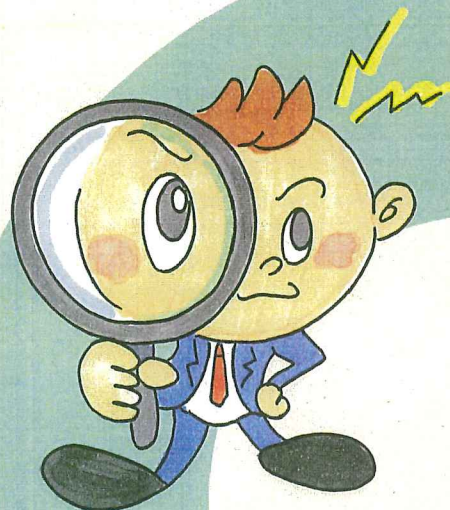
外壁落下を未然に防ごう

特定行政庁業務受託機関

一般財団法人 福岡県建築住宅センター

安全で、快適な、
街づくりのために。

Check Point



●外壁・看板等建物の
機能が低下していませんか



●階段室には
防火戸がありますか



●避難通路に
物を置いていませんか

主要なチェックポイント 【維持保全】

建築物の
所有者・管理者又は占有者は、
その建築物の敷地・構造及び
建築設備を
常時適法な状態に維持するように
努めなければならない。

(建築基準法第8条)



●非常用進入口が
ありますか



●防火戸・防火シャッターの
自動閉鎖の点検をしましたか



●2方向に避難できるよう
なっていますか



●排煙設備は
故障していませんか
●非常用の照明装置は
正しく働きますか



●換気設備は大丈夫ですか

Check

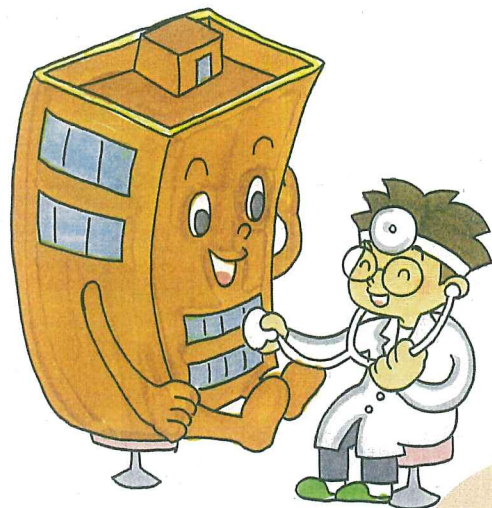
建築物の中でも

劇場・映画館・ホテル・旅館・病院・百貨店・マーケット・地下街・共同住宅・飲食店などの

特殊建築物は、火災や地震などの災害や建物の老朽化による外壁の落下等が起こると非常に大きな被害が発生する恐れがあります。

このような危険を避けるため、建築基準法では特殊建築物の中で特定行政庁が指定する建築物及び建築設備については、その所有者（又は管理者）は定期的に専門の技術者に調査・検査を行わせ、その結果を特定行政庁に報告するよう義務づけられています。

定期報告とは、人が病気の予防のために健康診断を受けるのと同じように定期的に建築物も健康診断を受けましようということです。（建築基準法第12条）



定期報告制度とは

こうして起きる外壁落下!

建物を新築する時は多くの費用を投資するのに、ひとたび出来上がった建物の維持保全には、とかく出費を惜しみがちです。新築当時は美観を誇った建物も維持保全をおこたると、汚れくすみ、雨漏り、設備機器の故障など、いたるところに劣化が発生し、居住性能が低下するのはもちろんのこと、外壁落下による死亡災害という最悪の事態を招くことにもなりかねません。適切な維持保全がこのような事態を未然に防ぎ、財産としての価値も保ちます。



■人の健康と同じ建物の健康

人の体は具合が悪くなると、痛みとかだるいとか自覚症状が現れ、私たちは近くのかかり付けの医者を訪ね診察をしてもらい手当てを受けます。

さらに、症状が悪化すると、総合病院や専門の病院に行くことでしょう。また、定期的に人間ドックなどで健康診断をしてもらうこともあります。

建物の健康も人の体と同じで、安全で快適に使用したいと思えば、外壁や屋根（防水）などに現れる劣化の症状を見逃さず、きちんと補修していくことが大切です。

さらに、重大な欠陥が発見された場合は、専門的な診断、大規模な修繕が必要となります。また、健康ドックとも言うべき、定期的な総合診断を行うことも必要です。



■適切な維持保全をおこたると

建物の快適な使用は望めない

例えば、屋根や外壁などから雨水が浸入した場合、床や家具が濡れ、壁や天井にシミをつくり、さらにはカビ発生の要因ともなり、建物を衛生的・快適に使用することは不可能といえるでしょう。

居住性能の低下、業務効率の低下にもつながってきます。

経済的な不利益が

このような状態を放置すれば、被害の範囲と程度はますます深刻となって、大修繕を不可避とし無駄な支出を大きくすることでしょう。

外壁などに侵入した雨水は、コンクリートの中の鉄筋を腐食させるなど、建物の財産としての価値の低下にも大きな影響を与えることは不可避でしょう。

人の健康や生命の危険までも

例えば、給水管の維持保全を怠ると、飲み水として使用する人の健康に大きな影響を与えるでしょう。さらに、直接、人の生命の危険を伴う重大な問題として、外壁の剥落の問題があります。タイルやモルタル外壁が剥落すると、剥落する部分の高さの1/2の距離にまで影響が及ぶとされ、道路などを通行する人の生命や自動車などへの損害が懸念されます。外壁の維持保全を怠ったばかりに、尊い生命を奪い、刑事責任の追及、社会的信用の失墜を招くことのないよう、建物の維持保全に注意を払わなければなりません。

■モルタル・タイルはなぜ落ちる?

コンクリートとモルタル、モルタルとタイルとの間に働く接着しようとする力（接着強度）よりも、剥離を起こそうとする力の方が大きい時に、モルタル・タイルの剥離・剥落が起こります。

接着強度<剥離を起こそうとする力 →モルタル・タイルの剥離・剥落

またもに接着していればコンクリートとの間には、10kgf/m²程度以上の接着力があるのが一般的ですが、モルタルを含めたタイル仕上げに作用する重力がせいぜい1.01kgf/m²程度であることを考えれば、モルタル・タイルが落下する危険など無いように思われます。

しかし、実際には落下が相繼いで起こっています。例えば、何らかの原因によって発生したコンクリート・モルタルのひび割れから雨水が浸入し、湿潤膨張を起こしたり、凍ったり、鉄筋を錆びさせたりして体積を増し、剥離を起こそうとする力が作用します。

実際の剥離・剥落は、これらの諸要因が重なって複合的に発生するものと考えられます。

外装タイル等については平成20年4月建築基準法施行規則改正により、竣工・外壁改修等から10年を経過し、また部分打診で異常が認められた場合外壁の全面打診等の調査が必要となります。

■報告義務（報告をい

建築物の所有者または管理者の場合は管理組合（代表）です。

■調査・検査（建物をするこ とは

●建築物の定期調査（調査資格者）
・1級建築士・建築基準法第12条第2項
・特殊建築物

●建築設備の定期検査（検査資格者）
・1級建築士・建築基準法第12条第2項
・建築設備検査
※1級建築士、2級建築士または建築設備の法第23条の定め

■特定行政

福岡県では福岡市・大牟田市。

■報告すべ

●建築物の定期調査地・一般構造・避難施設等、

●建築設備の定期換気設備・排気報告様式に定め

■一般財団住宅セン

特定行政庁からその指導監督を受けています。

て起きる外壁落下!

費用を投資するのに、
の維持保全には、とかく出費を惜しみがちです。
物も維持保全をおこたると、
器の故障など、
し、
ちろんのこと、
いう最悪の事態を招くことにもなりかねません。
な事態を未然に防ぎ、
す。



【剥離】

物の健康

痛いとかなだかい
近くのかかり付
い手当てを受け

総合病院や専門
た、定期的に人
もらうこともあ

、安全で快適に
根（防水）など
、きちんとしん

れた場合は、
必要となります。
、定期的な総合



■適切な維持保全をおこたると

建物の快適な使用は望めない

例えば、屋根や外壁などから雨水が浸入した場合、床や家具が濡れ、壁や天井にシミをつくり、さらにはカビ発生の要因ともなり、建物を衛生的・快適に使用することは不可能といえるでしょう。

居住性能の低下、業務効率の低下にもつながってきます。

経済的な不利益が

このような状態を放置すれば、被害の範囲と程度はますます深刻となって、大修繕を不可避とし無駄な支出を大きくすることでしょう。

外壁などに侵入した雨水は、コンクリートの中の鉄筋を腐食させるなど、建物の財産としての価値の低下にも大きな影響を与えることは不可避でしょう。

人の健康や生命の危険までも

例えば、給水管の維持保全を怠ると、飲み水として使用する人の健康に大きな影響を与えるでしょう。さらに、直接、人の生命の危険を伴う重大な問題として、外壁の剥離の問題があります。タイルやモルタル外壁が剥落すると、剥落する部分の高さの1/2の距離にまで影響が及ぶとされ、道路などを通行する人の生命や自動車などの損害が懸念されます。外壁の維持保全を怠ったばかりに、尊い生命を奪い、刑事責任の追及、社会的信用の失墜を招くことのないよう、建物の維持保全に注意を払わなければなりません。

■モルタル・タイルはなぜ落ちる?

コンクリートとモルタル、モルタルとタイルとの間に働く接着しようとする力（接着強度）よりも、剥離を起こそうとする力の方が大きい時に、モルタル・タイルの剥離・剥落が起こります。

接着強度＜剥離を起こそうとする力 →モルタル・タイルの剥離・剥落

またともに接着していればコンクリートとの間には、10kgf/m²程度以上の接着力があるのが一般的ですが、モルタルを含めたタイル仕上げに作用する重力がせいぜい1.01kgf/m²程度であることを考えれば、モルタル・タイルが落下する危険など無いように思われます。

しかし、実際には落下が相繼いで起こっています。例えば、何らかの原因によって発生したコンクリート・モルタルのひび割れから雨水が浸入し、湿潤膨張を起こしたり、凍ったり、鉄筋を錆びさせたりして体積を増し、剥離を起こそうとする力が作用します。

実際の剥離・剥落は、これらの諸要因が重なって複合的に発生するものと考えられます。

外装タイル等については平成20年4月建築基準法施行規則改正により、竣工・外壁改修等から10年を経過し、また部分打診で異常が認められた場合外壁の全面打診等の調査が必要となります。

■報告義務者 (報告を行うべき者)とは

建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）です。なお、分譲マンションの場合は一般的にそのマンション管理組合（代表者）が報告義務者となります。

■調査・検査資格者 (建物を実際に調査・検査することができる専門家)とは

●建築物の定期報告の場合

(調査資格者)

- ・1級建築士・2級建築士
- ・建築基準適合判定資格者
- ・特殊建築物等調査資格者

●建築設備の定期報告の場合

(検査資格者)

- ・1級建築士・2級建築士
- ・建築基準適合判定資格者
- ・建築設備検査資格者

※1級建築士、2級建築士の資格で特殊建築物の定期調査または建築設備の定期検査をする場合は、建築士法第23条の定めにより建築士事務所登録が必要である。

■特定行政庁とは

福岡県では福岡県・北九州市・福岡市・久留米市・大牟田市の長が特定行政庁となります。

■報告すべき内容は

●建築物の定期報告（調査）

敷地・一般構造・構造強度・耐火構造等・避難施設等、報告様式に定めてあります。

●建築設備の定期報告（検査）

換気設備・排煙設備・非常用の照明装置報告様式に定めてあります。

■一般財団法人 福岡県建築住宅センターとは

特定行政庁から定期報告業務委託を受け、その指導監督のもとで受付業務等を行っています。

定期報告書提出の流れ

特定行政庁

特定行政庁より報告義務者へ定期報告の案内を送付します。ただし、案内内、特定行政庁が把握している報告義務者に対して、行政サービスの一端として送付するものであり、案内が届かない場合でも報告義務者は自主的に報告する義務があります。

報告義務者

報告義務者は、調査（検査）資格者に調査（検査）を依頼してください。

調査（検査）資格者

調査（検査）資格者は、建築物（建築設備）の調査（検査）を法令に従って行い、その結果を報告義務者に報告します。

報告義務者

報告義務者は、一般財団法人 福岡県建築住宅センターに定期調査（検査）報告書を出してください。
※特定行政庁は、一般財団法人 福岡県建築住宅センターに、発送業務、受付業務等を委託しています。

特定行政庁

特定行政庁は報告書の内容に応じ、報告義務者に対し指導・助言等を行います。

報告義務者

報告義務者は、調査（検査）資格者等と相談のうえ、適正な維持管理を行ってください。

報告書提出時の注意事項

1. 定期報告書と定期調査（検査）報告概要書は1部提出してください。
なお、控えが必要な方は2部提出してください。
2. 定期報告書と定期調査（検査）報告概要書の管理番号欄（ない場合は第一面の右側）には通知文書の整理番号（文書の右上）を必ず記入してください。
3. 建築物の報告書には以下の図面等を添付してください。
①調査結果表 ②付近見取図 ③配置図
④各階平面図（縮尺は任意）
⑤要是正の箇所有りの場合は別途必要添付資料

報告書書式 入手方法について

- 各特定行政庁ホームページからダウンロードできます。
- 以下の場所にて、購入できます。
・一般財団法人 福岡県建築住宅センター
福岡事務所、北九州事務所
筑後事務所、筑豊事務所

・販売は（一財）福岡県建築住宅センターのみで行っております。

定期報告制度 建築物の維持保全 外壁落下を未然に防ぐ

報告すべき特殊建築物及び
建築設備は次のものです。

用途	規模	報告時期
① 劇場、映画館、演芸場又は遊覧場	A>300㎡	3年毎
② ホテル又は旅館	地階またはF≧3、かつA>300㎡	3年毎
③ 病院	地階またはF≧3、またはA>300㎡（階数が3以上のもの）	3年毎
④ 診療所（注4）	地階またはF≧3、かつA>1000㎡	3年毎
⑤ 百貨店、マーケット又はその他の物品販売業を営む店舗	地階またはF≧3、かつA>1000㎡	3年毎
⑥ 共同住宅	F≧5（福岡市内のみ5層以上のいずれかの階A>100㎡）	3年毎
⑦ 地下の工作物内に設ける建築物（福岡市内のみ）	層高の面積の合計が1500㎡を超えるもの	3年毎
⑧ 飲食店等（注3）	F≧3かつ3階以上の階A>100㎡	3年毎
⑨ 上記の建築物に付属する建築設備（⑧は除く） ●換気設備（機械換気、空調） ●排煙設備（機械排煙のみ） ●非常用の照明装置		毎年

※昇降機（エレベーター、エスカレーター）、遊戯施設
(注1) F≧3は3階以上の階でその用途に供する部分を有するものを、Aはその用途に供する部分の床面積の合計をそれぞれ示す。
(注2) 上記の用途の部分を含む建築物にあっては、その用途が最大のもを基準とする。各用途の所轄の自治体の面積の合計とする。
(注3) 飲食店等は、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、及び飲食店の用途に供する建築物である。
(注4) 診療所は、患者の収容施設のあるものに限り、また、診療所は平成26年度からの報告となります。

制度についての問い合わせ先

福岡県（北九州市・福岡市・久留米市・大牟田市を除く）
福岡県庁 建築都市部建築指導課
TEL (092) 643-3721（直通）

福岡県ホームページ → 定期報告 で検索 → 特殊建築物等の定期報告制度について、福岡県庁ホームページ

北九州市 北九州市役所 建築都市部指導部建築指導課
TEL (093) 582-2531

北九州市ホームページ → 定期報告 で検索 → 特殊建築物等の定期報告制度について、北九州市役所

福岡市 福岡市役所 住宅都市局建築指導部監督指導課
TEL (092) 711-4719

福岡市ホームページ → 定期報告 で検索 → 福岡市 特殊建築物等の定期報告制度について

久留米市 久留米市役所 都市建設部建築指導課
TEL (0942) 30-9089

久留米市ホームページ → 定期報告 で検索 → 久留米市 特殊建築物等の定期報告制度

大牟田市 大牟田市役所 都市整備部建築指導課
TEL (0944) 41-2797

大牟田市ホームページ → 定期報告 で検索 → 建築基準法に基づき特殊建築物等の定期報告制度について

その他提出についての問い合わせ先

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 統括・技術監理部
TEL (092) 713-1496

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 福岡事務所
TEL (092) 724-3608

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 北九州事務所
TEL (093) 533-5441

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 筑後事務所
TEL (0942) 38-3020

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 筑豊事務所
TEL (0948) 26-3770

福岡県建築住宅センターホームページ → 定期報告 で検索 → 福岡県建築住宅センター/法律に基づき手続/定期報告制度

定期報告書提出の流れ

特定行政庁

特定行政庁より報告義務者へ定期報告の案内を送付します。ただし、案内は、特定行政庁が把握している報告義務者に対して、行政サービスの一端として送付するものであり、案内が届かない場合でも報告義務者は自主的に報告する義務があります。

報告義務者

報告義務者は、調査(検査)資格者に調査(検査)を依頼してください。

調査(検査)資格者

調査(検査)資格者は、建築物(建築設備)の調査(検査)を法令に従って行い、その結果を報告義務者に報告します。

報告義務者

報告義務者は、一般財団法人 福岡県建築住宅センターに定期調査(検査)報告書提出してください。
※特定行政庁は、一般財団法人 福岡県建築住宅センターに、送送業務、受付業務等を委託しています。

特定行政庁

特定行政庁は報告書の内容に応じ、報告義務者に対し指導・助言等を行います。

報告義務者

報告義務者は、調査(検査)資格者等と相談のうえ、適正な維持管理を行ってください。



報告すべき特殊建築物及び建築設備は次のものです。

用途	規模	報告時期
① 劇場、映画館、演芸場又は遊覧場	A>300㎡	3年毎
② ホテル又は旅館	地階またはF≧3、かつA>300㎡	3年毎
③ 病院	地階またはF≧3、またはA>300㎡(階数が3以上のもの)	3年毎
④ 診療所(注4)		3年毎
⑤ 百貨店、マーケット又はその他の物品販売業を営む店舗	地階またはF≧3、かつA>1000㎡	3年毎
⑥ 共同住宅	F≧5(福岡市内のみ5階以上のいずれかの階A>100㎡)	3年毎
⑦ 地下の工作物内に設ける建築物(福岡市内のみ)	居室の床面積の合計が1500㎡を超えるもの	3年毎
⑧ 飲食店等(注3)	F≧3かつ3階以上の階A>100㎡	3年毎
⑨ 上記の建築物に付属する建築設備(⑨は除く) ●換気設備(機械換気、空調) ●排煙設備(機械排煙のみ) ●非常用の照明装置		毎年
※昇降機(エレベーター、エスカレーター)、遊戯施設		

(注1) F≧3は3階以上の階でその用途に供する部分があるものを、Aはその用途に供する部分の床面積の合計をそれぞれ示す。
(注2) 上記の用途の範囲を指定する建築物においては、その用途が最大のものを全体の用途とし、各用途の床面積の合計を床面積の合計とする。
(注3) 飲食店等とは、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、及び飲食店の用途に供する建築物である。
(注4) 診療所は、患者の収容施設のあるものに限り、また、診療所は平成26年度からの報告となります。

制度についての問い合わせ先

福岡県(北九州市・福岡市・久留米市・大牟田市を除く)
福岡県庁 建築都市部建築指導課
TEL (092) 643-3721 (直通)
福岡県ホームページ → 定期報告 で検索 → 特殊建築物等の定期報告制度について 福岡県庁ホームページ

北九州市 北九州市役所 建築都市局指導部建築指導課
TEL (093) 582-2531
北九州市ホームページ → 定期報告 で検索 → 特殊建築物等の定期報告 - 北九州市

福岡市 福岡市役所 住宅都市局建築指導部建築指導課
TEL (092) 711-4719
福岡市ホームページ → 定期報告 で検索 → 福岡市 特殊建築物等の定期報告制度について

久留米市 久留米市役所 都市建設部建築指導課
TEL (0942) 30-9089
久留米市ホームページ → 定期報告 で検索 → 久留米市: 特殊建築物等の定期報告制度

大牟田市 大牟田市役所 都市整備部建築指導課
TEL (0944) 41-2797
大牟田市ホームページ → 定期報告 で検索 → 建築基準法に基づく特殊建築物等の定期報告制度について

その他提出についての問い合わせ先

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 統括・技術監理部
TEL (092) 713-1496

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 福岡事務所
TEL (092) 724-3608

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 北九州事務所
TEL (093) 533-5441

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 筑後事務所
TEL (0942) 38-3020

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 筑豊事務所
TEL (0948) 26-3770

福岡県建築住宅センターホームページ → 定期報告 で検索 → 福岡県建築住宅センター/法律に基づく手続き//定期報告制度

定期報告制度

建築物の健康診断

建築物の中でも

劇場・映画館・ホテル・旅館・病院・百貨店・マーケット・

地下街・共同住宅・飲食店などの特殊建築物は、

火災や地震などの災害や建物の老朽化による外壁の落下等が起ると非常に大きな被害が発生する恐れがあります。

このような危険を避けるため、

建築基準法では特殊建築物の中で

特定行政庁が指定する建築物及び建築設備については、

その所有者(又は管理者)は定期的に

専門の技術者に調査・検査を行わせ、

その結果を特定行政庁に

報告するよう義務づけられています。

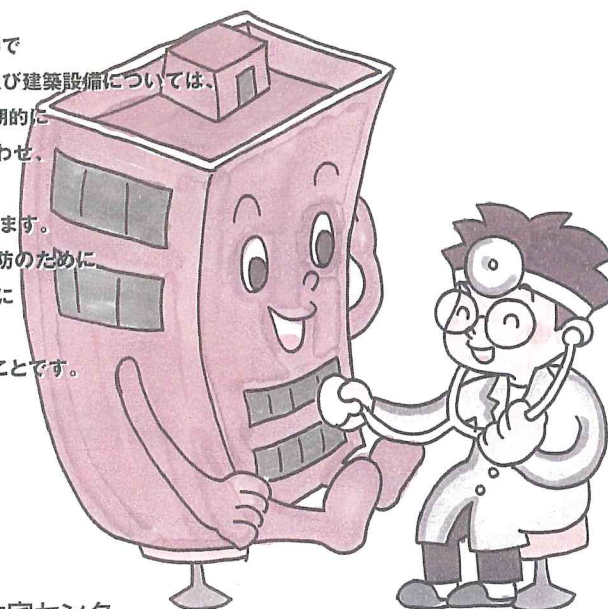
定期報告とは、人が病気の予防のために

健康診断を受けるのと同じように

定期的に建築物も

健康診断を受けましょうということです。

(建築基準法第12条)



特定行政庁業務受託機関

一般財団法人 福岡県建築住宅センター

■報告義務者(報告を行うべき者)とは

建築物の所有者(所有者と管理者が異なる場合は管理者)です。なお、分譲マンションの場合は一般的にそのマンション管理組合(代表者)が報告義務者となります。

■調査・検査資格者(建物を実際に調査・検査することができる専門家)とは

●建築物の定期報告の場合(調査資格者)
・1級建築士 ・2級建築士
・建築基準適合判定資格者・特殊建築物等調査資格者

●建築設備の定期報告の場合(検査資格者)
・1級建築士 ・2級建築士
・建築基準適合判定資格者・建築設備検査資格者

※1級建築士、2級建築士の資格で特殊建築物の定期調査または建築設備の定期検査をする場合は、建築士法第23条の定めにより建築士事務所登録が必要です。

■一般財団法人 福岡県建築住宅センターとは

■特定行政庁とは

●福岡県では福岡県、北九州市・福岡市・久留米市・大牟田市の長が特定行政庁となります。

■報告すべき内容は

●建築物の定期報告(調査)
敷地・一般構造・構造強度・耐火構造等・避難施設等、報告様式に定めております。

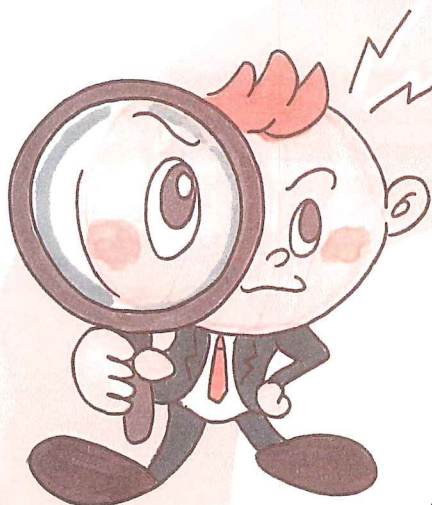
●建築設備の定期報告(検査)
換気設備・排煙設備・非常用の照明装置、報告様式に定めております。

平成20年4月建築基準法施行規則改正により検査方法・判定基準が定められ、検査結果報告の際に換気風量・排煙風量・照度の測定表等を添付することになりました。

特定行政庁から定期報告業務委託を受け、その指導監督のもとで受付業務等を行っています。

安全で、快適な、
街づくりのために。

Check Point



主要なチェックポイント 【維持保全】

建築物の
所有者・管理者又は占有者は、
その建築物の敷地・構造及び
建築設備を
常時適法な状態に維持するように
努めなければならない。

(建築基準法第8条)

●非常用進入口が
ありますか



●防火戸・防火シャッターの
自動閉鎖の点検をしましたか



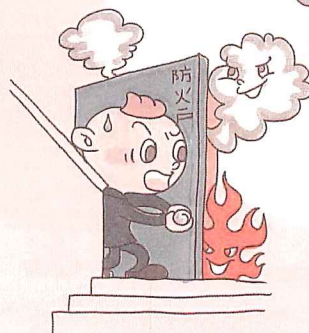
●2方向に避難できるように
なっていますか



●外壁・看板等建物の
機能が低下していませんか



●階段室には
防火戸がありますか



●避難通路に
物を置いていませんか



●排煙設備は
故障していませんか
●非常用の照明装置は
正しく働きますか



●換気設備は大丈夫ですか



【報告書提出先案内図】

福岡地域

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 福岡事務所



北九州地域

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 北九州事務所



筑後地域

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 筑後事務所



筑豊地域

一般財団法人 福岡県建築住宅センター 筑豊事務所



報告書式 入手方法について

- 各特定行政庁ホームページからダウンロードできます。
- 以下の場所にて、購入できます。
 - ・一般財団法人 福岡県建築住宅センター
 - ・福岡事務所、北九州事務所
 - ・筑後事務所、筑豊事務所
- ・販売は（一財）福岡県建築住宅センターのみで行っております。

その他（注意事項）

1. 定期報告書と定期調査（検査）報告書要書は1部提出してください。
なお、控えが必要な方は2部提出してください。
2. 定期報告書と定期調査（検査）報告書要書の受理番号欄（ない場合は第一面の右欄）には通知文書の受理番号（文書の右上を必ず記入してください）。
3. 建築物の報告書には以下の図面等を添付してください。
 - ①調査結果表 ②付近見取図 ③配置図 ④各階平面図（縮尺は任意）
 - ⑤要是正の指摘有りの場合は別途必要な添付資料